

E i w a N e w s

年末調整、ふるさと納税ワンストップ特例制度

平成 27 年 11 月
(No. 124)

今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。

税務署から「年末調整のしかた」や「年末調整等説明会の開催のお知らせ」がお手許に届いていることと存じます。

毎年のお知らせになりますが、年に一度の作業ですので、今回はその留意点等について、そして、ふるさと納税ワンストップ特例制度の注意点についてご説明いたします。

また、年明けには、法定調書、給与支払報告書、償却資産申告書の提出等もありますので、お早めに準備を始められることをお勧めいたします。

[1] 年末調整

(1) 年末調整を行うにあたって

1 . 必要書類

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

平成 27 年分 給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書

年末調整の対象となる人数分を用意・配布し、早めに回収することをお勧めいたします。

記入もれや、下記 2. の添付書類のもれがある場合には、年末調整手続きに時間がかかることがあります。

2 . 添付書類

年末調整を行う際には、下記の証明書類等の添付が必要になります。

生命保険料控除、地震保険料控除、ならびに社会保険料控除のうち国民年金保険料および国民年金基金掛金、小規模企業共済等掛金控除を受けるための証明書類

年の途中の入社で前職がある人は、前職分の源泉徴収票

住宅ローン控除を受けるための、税務署から発行された給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書や金融機関から発行された借入金の残高証明書

保険会社・厚生労働省等から送られてきた証明書類等を紛失されている場合には、早急に再発行の手続きを行う必要があります。

なお、毎月の給料から差し引かれる社会保険料の金額については、添付書類は不要です。

(2) 確定申告

年末調整により、給与所得者のうちの多くの方は年間の税額が確定し、確定申告は不要になります。

しかし、給与所得者で、住宅ローン控除の適用を初めて受ける方、医療費控除の適用を受ける方、寄附金控除の適用を受ける方、同時に2ヶ所以上の会社から給与を受けている方、収入が2,000万円を超える方等は、確定申告が必要になります。

[2] ふるさと納税ワンストップ特例制度

本誌 No.116 においてふるさと納税の改正点の1つとしてワンストップ特例制度をご紹介しましたが、この特例を受けるためには注意すべき点がありますので、改めてご紹介します。

ワンストップ特例制度とは、平成27年4月1日以降にふるさと納税を行った者については、確定申告を必要としないで翌年の住民税の税額控除を受けられる、という制度です。(通常の年末調整で完結します。)

しかし、この特例を受けるためには、以下の3つの条件を満たさなければならないのでご注意ください。

1. もともと確定申告をする必要のない給与所得者等であること

年収2,000万円を超える人や、医療費控除のために確定申告が必要な場合は、確定申告で寄附金控除を申請する必要があります。

2. 平成27年1月1日～3月31日の間に寄附をしていないこと

平成27年3月以前に寄附をした場合は確定申告が必要となります。

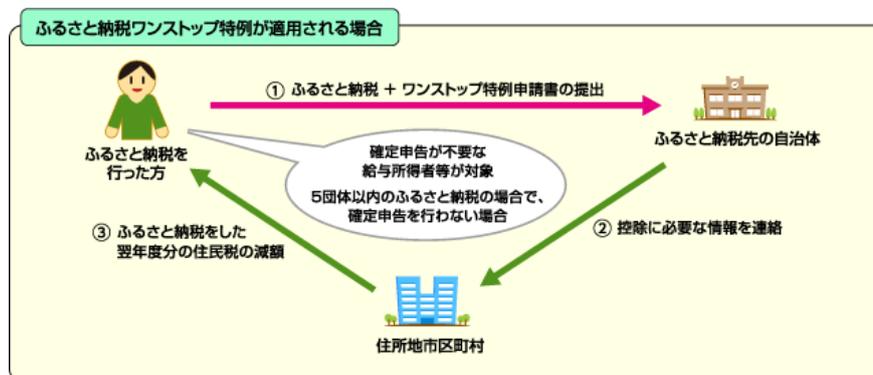
3. 1年間に寄附先が5自治体以下であること

1つの自治体に複数回寄附をしても1カウントとなります。

また、この特例を受けるためには、寄附を行った自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出する必要があります。これは、寄附時に一緒に申請書の送付を申し込むか、自分でプリントアウトし提出しなければなりません。

同一自治体へ複数回寄附した場合、その都度申請書の提出が必要となります。

申請書の提出期限は、寄附を行った翌年1月10日までとなっています。



ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。